

保育園等による木育活動の支援事業実施要領

平成28年4月1日付27産労農森第1071号
改正 平成29年4月1日付28産労農森第1251号
改正 平成30年3月30日付29産労農森第1235号
改正 平成31年4月1日付31産労農森第135号
改正 令和3年4月1日付2産労農森第1088号
改正 令和4年4月1日付3産労農森第1398号

(目的)

第1 この要領は、保育園等による木育活動の支援事業実施要綱（平成28年4月1日付27産労農森第1070号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する保育園等による木育活動の支援事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の公募に関する内容)

第2 実施要綱第4に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を自らの費用負担で実施する者。ただし、国又は地方公共団体は対象としない。

(2) 応募方法

ア 応募書類

応募書類は以下のとおりとする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

(ア) 保育園等による木育活動の支援事業応募申請書（第1号様式）

(イ) 経費内訳書（第2号様式）

(ウ) 申請者の概要（第3号様式）

(エ) 木育活動計画書（第4号様式）

なお、申請施設につき、本補助金を受けた実績がある場合は、補助金を受けた年度の木育活動計画も併せて提出すること。

(オ) 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）

(カ) 設計図書（事業の詳細がわかる立面図、平面図等）

(キ) 木材使用数量表（木拾い表（多摩産材以外の木材を使用する場合には、多摩産材の使用量と分けて記載すること。））

※（ア）～（オ）は必須、（カ）及び（キ）は実施要綱別表2の事業を実施する場合

イ 提出先

応募対象者はアに記載の応募書類を知事へ提出する。

ウ 応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

(3) 事業申請の要件

ア 保育園等による木育活動の支援事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付27産労農森第1072号。以下「補助金交付要綱」という。）別表1に定める事業を実施すること。

イ 既に本事業を実施した施設等であって、補助金交付要綱別表1に定める事業の補助上限額に達したものについては、別表1に定める事業を自己負担で実施する場合、別表2に定める事業の実施を申請することができる。

(事業の実施)

第3 実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、補助金交付要綱に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

2 本事業の実施期間は、補助金の交付決定日以降とし、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。